

消費生活情報つうしん

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん



と

シュマー君



が



送り付け商法！（ネガティブオブション）

についてお知らせします。

発行：東近江市市民生活相談課

0748-24-5619 050-5801-5635

シュマー たいへんや。たいへんや。

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー そやかて、たいへんなんや。あんな、さっき、おかしなもんが届いたんだにや。

コン おかしな物ってなんだい？

シュマー わからへん。実はまだ、受け取ってにやいんだにやあ。 そやかて、「お金を払わにやいなら、渡さない。」って言われたんだにや。
実は僕、今、お金がないんだにや。

コン 毎月毎月たいへんだね。ところで、シュマー君が買ったものじゃないの？

シュマー さすがの僕も、お金がにやいののに、買ったりしないにや。
おじいちゃんに、お金を借りようと思ったんだけど、あいにく、みんな留守だったんだにや。でも、僕宛に間違いにやいの。他は、外国語で、ごによごによって書いてたから、わからないにや。困ったにや。

コン だったら、受け取らなくてもいいじゃない。「代金引換」は、お金と引き換えでしか、荷物を受け取ることはできないんだ。でも、お金を払って受け取ったり、中身を確認するために開封すると、運送会社に返品することはできなくなるし、お金も返してもらえないんだ。多分、その制度を悪用した詐欺だと思うよ。



シュマー にゃにゃんと！詐欺にゃのか。

コン 「送り付け商法・ネガティブオプション」といわれるものだよ。この場合、届いたら、すぐに処分してもかまわない。でも、今回は、「代金引換」で送られてきたから、お金を払わないと受け取れないし、お金を払うと、詐欺なら、返金してもらえないことになる。だから、配達の人に「注文していないから、受け取り拒否をする」と伝えてみてはどうか。詳しくは消費生活センターに相談してみてね。

シュマー お金がなくなって得したにゃ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

☆☆☆ 特定商取引法の改正により令和3年7月6日以降

「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能」となりました。☆☆☆

◆◆◆代金を支払ってしまうと、お金は戻らないので気をつけてください。◆◆◆

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談課内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**



お早目のご相談を

■ ■ ■ ■ ■ 借金でお悩みの方もご相談ください ■ ■ ■ ■ ■